

大和市公告第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により、大和市森林整備計画の案を作成したので、同条第7項の規定により準用される同法第6条第1項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該計画の案については、縦覧期間満了の日までに大和市長に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和5年2月22日

大和市長 大 木 哲

1 森林計画区の名称

神奈川森林計画区

2 森林整備計画の案の縦覧場所及び意見書の提出場所

大和市環境施設農政部みどり公園課

3 縦覧期間

公告の日から30日間（午前8時30分から午後5時まで）。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。